

# **令和元年度三重県計画に関する 事後評価**

**令和2年10月  
三重県**

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】がん診療体制整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 159,971 千円
事業の対象となる区域	桑員区域、三泗区域、鈴亀区域、津区域、伊賀区域、松阪区域、伊勢志摩区域、東紀州区域	
事業の実施主体	県内医療機関、緩和ケアネットワーク協議会、市町	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>がんは県民の死因の第1位であり、今後も増加していくと予想される中、がんの診断・治療を行う医療機関の施設・設備整備に対して支援を行い、県内各地域において、早期に適切な診断が受けられ、各病期や病態に応じて、在宅も含め高度かつ適切な医療を受けられる体制整備を行うとともに、がん治療水準の向上及び均てん化を進め、地域医療構想の達成に向けて必要となる病床の機能分化・連携を進める。</p> <p>アウトカム指標：がんによる年齢調整死亡率(平成29年度:67.4)を令和5年度には全国平均より10%低い状態にする。</p>	
事業の内容(当初計画)	県民に質の高いがん医療を提供するため、がん診療施設・設備の整備に要する経費に対して補助するとともに、地域の在宅緩和医療を推進するための取組等に対して補助する。これらの取り組みにより、県内のがん診療連携体制の機能分化・連携を推進する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	県内のがん診療に関わる施設・設備の整備を行う医療機関を4か所以上確保する。	
アウトプット指標(達成値)	令和元年度は、県内のがん診療に関わる施設・設備の整備を3ヶ所の医療機関で実施した。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：がんによる年齢調整死亡率 観察できた→年齢調整死亡率は平成29年の67.4から平成30年は64.1に減少した。(令和元年の年齢調整死亡率は令和2年秋頃公表予定)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> がん診療に関わる施設・設備を整備した他、がん検診受診率向上や地域における病院と診療所の連携が推進され、がん医療の提供体制の整備が進んだ。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 対象となる医療機関等への周知など、効率的に補助事業を進めた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 18 (医療分)】 精神障がい者アウトリーチ体制構築事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 14,006 円
事業の対象となる区域	桑員区域、三泗区域、鈴亀区域、津区域、伊賀区域、松阪区域、伊勢志摩区域、東紀州区域	
事業の実施主体	三重県 (県内医療機関委託)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>自らの意思では、受診が困難な在宅の精神障がい者や受療中断者、長期入院後地域生活を送る精神障がい者に対して支援を行うことで、新たな入院や再入院を回避して、精神障がい者が地域生活を維持できるよう支援体制を構築する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：地域生活を維持できる精神障がい者の増加をめざし、支援を受ける精神障がい者数 32 人 (平成 29 年度) を 40 人以上 (平成 31 年度) にする。</p>	
事業の内容 (当初計画)	多職種チームを設置し、訪問等により一定期間在宅精神障がい者へ精神科医療・保健・福祉サービスを包括的に提供する。また、支援体制整備調整者を設置し、在宅精神障がい者に対して見守り支援などが行われるよう地域づくりを行うとともに、他圏域への多職種チーム設置について助言・指導を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	多職種チームを精神科救急システム 2 ブロック (北部・中南部) にそれぞれ各 1 チーム設置。平成 31 年度は各チーム合同の事例検討会を開催する。	
アウトプット指標 (達成値)	多職種チームを精神科救急システム 2 ブロック (北部・中南部) にそれぞれ各 1 チーム設置できた。 各チームの合同事例検討会を開催し、各事業受託医療機関及び、各圏域管轄保健所、県庁主管課が参加した。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：支援を受ける精神障がい者数を 40 人以上 (平成 31 年度) にする。 上記指標については平成 31 年度 38 名と観察できなかった。 事業の周知が徹底されていないためであったかと思われるため、各受託事業所圏域において周知に努め、支援を受ける精神障がい者数を増やしていくよう努める。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業で登録された精神障がい者に対してアウトリーチを行い、医療等の提供が行われ、在宅生活の維持につながった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 精神医療の専門機関でありかつ、地域に根ざした活動に実績のある鈴鹿厚生病院及び久居病院に委託することにより効率的に実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 30 (医療分)】 産科医等確保支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 185,591 千円
事業の対象となる区域	桑員区域、三泗区域、鈴亀区域、津区域、伊賀区域、松阪区域、伊勢志摩区域、東紀州区域	
事業の実施主体	県内医療機関	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県の産婦人科医師数は全国平均を下回っており（平成28年末）、産科医等の確保を図るうえで、これらの処遇を改善することが必要不可欠である。</p> <p>アウトカム指標： 手当支給施設の産科・産婦人科医師数165人（平成29年度）を167人（令和元年度）にする。 分娩1,000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数8.3人（H28時点）を9.5人（令和元年度）にする。</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>不足する産科医の確保を図るため、これらの処遇改善に取り組む医療機関を支援する。</p> <p>支援として、分娩に対して手当支給を通じ産科医の処遇改善を行う医療機関に対しその経費の一部を補助する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>手当支給者数561人以上を確保する。</p> <p>手当支給者施設数33か所以上を確保する。（令和元年度）</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>令和2年度、本事業の支援により、31医療機関に対する支援を行い、支援した医療機関の累計で9,729件の分娩件数となり、300名の医療従事者に分娩手当を支給した。</p> <p>（支給対象とする産科職員数（非常勤含む）は690名）</p> <p>目標未達成について、手当の支給を受けていない医療従事者等についての分析を進め、目標の達成・見直しについて検討を進めて行く。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手当支給施設の産科・産婦人科医師数 観察できた→166人（平成30年）</li> <li>・分娩1,000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 観察できなかった→平成29年：9.7人（H29が直近）</li> </ul> <p><b>（1）事業の有効性</b> 不足する産科医を確保・定着させるためには産科医の処遇改善が必要不可欠である。本事業により分娩手当支給による処遇改善が促進されており、医師の確保・定着において一定の成果があると考えている。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 本事業の成果・検証を踏まえ、より効率の良い仕組みを検討していく。</p>	
その他		